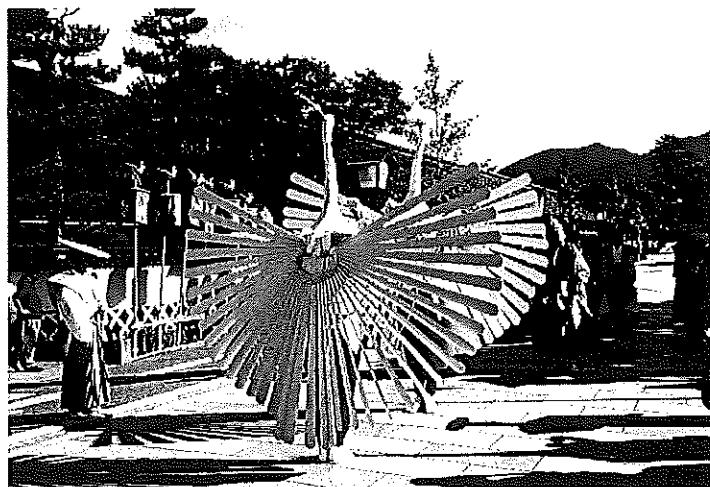


様

令和 2 年度
予算編成及び施策に関する要望



津和野町（驚舞）

令 和 元 年 9 月

島 根 県 町 村 会



平素から島根県の町村行政の推進と島根県町村会の運営に対して格別のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国においては、6月の「骨太の方針2019」の中に、地方創生の推進に向け、東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出などが盛り込まれました。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」でも、地方に仕事をつくること、地方への新しい人の流れをつくることなどが盛り込まれたところです。

国全体で人口減少が進む中で、東京一極集中を是正し、地方への新たな人の流れをつくることは、容易なことではありませんが、我々地方にとっては、生き残りをかけた最重要課題です。

現在、それぞれの町村では、総合戦略の最終年度を迎えています。この5年間の取組の成果と課題をしっかりと検証したうえで、今後、第2期の総合戦略の策定と実行に向け、更に知恵を絞っていく必要があります。

しかしながら、本県町村は、過疎、離島など条件不利地域を数多く抱え、財政基盤も脆弱なため、こうした取組には、国による手厚い財政支援措置が不可欠です。

さらに、本県町村においては、高齢化の進行に伴い増嵩する社会保障関係費、老朽化するインフラの更新など、住民が安心して暮らせる基盤づくりに向けた課題も山積しています。

つきましては、令和2年度の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、本県町村を取り巻く厳しい実情をご賢察いただき、引き続き、格段のご支援を賜りますようお願ひいたします。

令和元年9月6日

島根県町村会長 下 森 博 之

要 望 項 目

1. 地方創生の更なる推進について

- (1) 地方創生推進財源の確保
- (2) 幼児教育の無償化
- (3) 高度情報通信環境の整備
- (4) 「鉄道事業法」の見直し
- (5) 「特定地域づくり事業推進法案」への対応

2. 行財政運営に必要な地方税財源の確保・充実について

- (1) 地方交付税の総額確保
- (2) 自治体の多様な実情を踏まえた財政措置の充実強化
- (3) 「会計年度任用職員制度」の導入に伴う所要財源の確保

3. 道州制導入反対について

4. 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設について

5. 防災・減災対策の推進について



1. 地方創生の更なる推進について

(1) 地方創生推進財源の確保

①各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。

特に、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続拡充を図ること。

②「地方創生推進交付金」については、対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算規模の拡大を図ること。

(2) 幼児教育の無償化

①幼児教育無償化の円滑な実施に当たっては、初年度経費・事務費・システム改修費を確実に国費で実施すること。

②幼児教育の無償化に係る財源については、2020年度以降の地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

(3) 高度情報通信環境の整備

高度情報通信環境の整備は、IT系企業誘致の必須条件であり、また、生活環境の改善の面からも、若者定住等の重要な要素となっている。

離島・中山間地域など条件不利地域におけるブロードバンドなどの情報通信施設は、不採算のため民間通信事業者が自ら事業展開しないため、やむを得ず町村が整備を行い、サービスを提供しているのが実情である。

整備後相当の年数を経過した情報通信施設は、速度・容量とともに陳腐化してきており、グレードアップ更新が必要である。しかしながら、充分な財政措置がなく、更新が進まない状況にあるため、所要の財政支援措置を講じること。

(4) 「鉄道事業法」の見直し

平成12年3月に施行された「鉄道事業法の一部を改正する法律」により、旅客鉄道事業の廃止について、これまでの許可制が届出制に改正された。

この鉄道事業法の改正は、今後の中山間地域の生活に欠かせない社会基盤を一方的に廃止することが可能な制度であり、地方の過疎化に拍車をかけることが懸念される。

このため、鉄道の存続・廃止については、沿線自治体の意向が最大限尊重されるよう、鉄道事業法の見直しも視野に入れた検証を行うこと。

(5) 「特定地域づくり事業推進法案」への対応

今年6月21日に衆議院へ提出された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案」は、過疎地域等において若者の安定的な雇用等を実現し、地域の担い手となる人材確保を目的としており、地域の維持・活性化を図るうえで、重要な役割を果たすことが期待される。

については、法案成立後速やかに法に基づく諸施策が実施できよう、特定地域づくり事業協同組合の設立への助言や、町村職員に対する研修・情報提供などを行うこと。

2. 行財政運営に必要な地方税財源の確保・充実について

(1) 地方交付税の総額確保

①骨太の方針2019を踏まえ、令和2年度の地方財政対策においては、累積する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置するなど、安定的な財政運営に必要となる地方交付税の総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持すること。

特に、子ども・子育て支援施策の充実や少子高齢化の進行に対応した地域福祉施策の充実に要する経費、また、地域の元気創造事業費や人口減少等特別対策事業費などの需要額を適切に算定すること。

- ②基準財政需要額を算定する際に用いられるトップランナーワークについては、使用する単位費用に関し、民間委託などの歳出効率化の手法の展開に限界がある離島・中山間地域に位置する小規模な町村にまで、一律に歳出効率化の影響を及ぼすことがないよう慎重に制度設計を進めること。
- ③地方自治体における基金残高の増加を理由に地方交付税の削減を求めている声もあるが、地方自治体における基金は災害や不測の事態に備えるためのものであり、地方財政に余裕があるものではない。地方自治体の基金の内容や残高の増加要因等を理由に地方交付税を削減しないこと。

(2) 自治体の多様な実情を踏まえた財政措置の充実強化

「平成の大合併」における合併算定替の特例が最終年度を迎える一方で、急速に進行する人口減少等によって地方交付税が減少し、本県町村の行財政運営は、一層厳しさを増すことが懸念される。

こうした状況を踏まえ、小規模自治体の実情を的確に把握し、自立的な行財政運営が堅持できるよう、「市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定」をはじめ、条件不利地域における財政需要の丁寧な捕捉に努め、地域の実態に即した地方交付税制度となるよう見直しを行うこと。

(3) 「会計年度任用職員制度」の導入に伴う所要財源の確保

令和2年4月から始まる「会計年度任用職員制度」に伴い、多くの自治体が期末手当や退職手当を支払うことになると見込まれるため、法改正に伴って新たに生ずる財政需要については、交付税により全額を措置すること。

3. 道州制導入反対について

道州制の導入については、平成の大合併の荒波を懸命に乗り切り、自治体としての存続を図ってきた町村にとって、町村行政ひいては地域社会の崩壊につながりかねないため断固反対であり、絶対に導入しないこと。

4. 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設について

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

については、次の事項が実現するよう要望する。

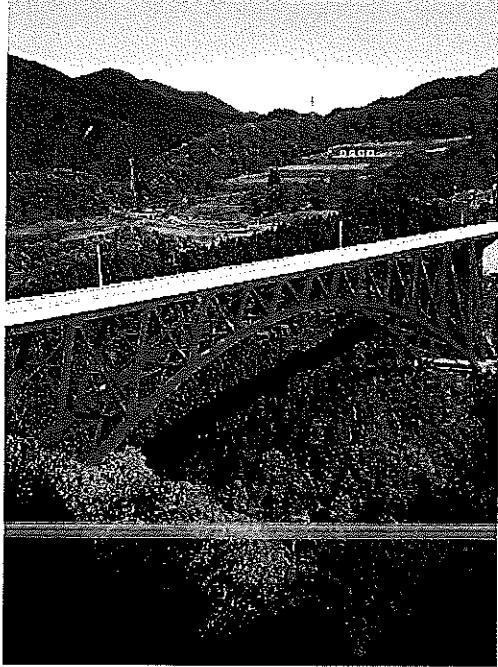
- ①現行過疎法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。
- ②新たな過疎法においても、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。

5. 防災・減災対策の推進について

近年、大規模な地震や津波、集中豪雨等が発生し、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした大規模災害に備え、各地域において計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充を図ること。



知夫村（赤ハゲ山）



奥出雲町（おろちループ）